

朝霞市立中学校における部活動方針の一部を改正しました



令和5年7月 朝霞市教育委員会

朝霞市では、中学校長会、中学校教頭会代表・保護者代表からなる「朝霞市部活動の在り方検討会議」を設置し、生徒、保護者、教職員による部活動調査（裏面参照）を行いました。その調査をもとに、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、豊かな生活を実現する基盤となる部活動の在り方を論議し、「朝霞市立中学校における部活動の方針」を策定いたしました。

部活動って何？



- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われます。
- ・部活動は、生涯にわたり、スポーツや文化を親しむための基礎・基本を身につけます。
- ・部活動は、同じ目的をもった人たちが互いに技能や知識を高め合い、社会性を身につけます。



【休養日】

★**週2日以上**の休養日（長期休業日を含む）を設けます。

※平日は、少なくとも1日以上、週休日（土日）も少なくとも1日以上を休養日とします。
休養日が確保できなかった場合には、他の日に休養日を振り替えます。

★**学校閉庁日（お盆、正月）は、休養日**となります。

★**長期休業日（夏・冬）は、連続した1週間程度**の休養日を設けます。

■活動の例外について

・校長の承認により**年4回の大会及びコンクール**において、**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。

ただし、**1週間の活動時間の上限を16時間程度**とします。

・上位大会に出場した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができます。

【活動時間】

★平日は、**2時間程度**の活動とします。（朝練習は含まない）

★休日（祝日・長期休業日を含む）は、**3時間程度**の活動とします。

【部活動への加入】

★**希望加入制**とします。

※スポーツや文化、科学等に親しみ、生涯スポーツ・学習の基礎となることから、積極的に部活動に参加しましょう。

【朝練習】

★**原則行わない。**

■朝練習の例外について

・校長の承認により**年2回の大会（学総・新人戦）及びコンクール**において、**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。

ただし、平日に行う場合は、**1週間に1日以上**の休養日設けます。

令和5年10月より運用開始！

